

年間保守サービスをお申込み頂いた場合、お客様と株式会社ウェブアイ（以下「ウェブアイ」）との間に、以下の契約条項が成立することとなります。

お申込みの前に必ずお読み下さい。

年間保守サービス申込要領

株式会社ウェブアイ(本店所在地：東京都江東区有明三丁目 6 番 11 号東京ファッションタウンビル東館 9 階。以下「ウェブアイ」といいます。)が提供している本ソフトウェア(第 1 条に定義します。)について、下記の契約条項に従い保守サービスを受けることを希望される方は、同封のはがき記載の保守契約申込書(以下「申込書」といいます。)に必要事項を記入し、署名欄に署名又は記名押印のうえ、ウェブアイ宛にご返送ください。申込書をご返送いただくことにより、お客様は、本ソフトウェアの保守サービスの提供に関し、以下の契約条項に従った契約(以下「本契約」といいます。)を申し込むことになり、ウェブアイが当該申込みを受諾することにより、当該受諾日付にて、本契約が成立することとなります。なお、ウェブアイが当該申込みを受諾した場合はその旨を書面にて通知いたします。

【契約条項】

第 1 条 定義

本条項において、次の各号の用語の意味は当該各号に定めるとおりとします。

- (1) 「本ソフトウェア」とは、お客様が本契約締結前に提供を受けた申込書に定めるソフトウェア(当該ソフトウェアに関して又は付属してお客様が提供を受けたサーバーソフトウェア、クライアントソフトウェア、ライブラリソフトウェア若しくはサンプルソフトウェアの一切及びそれらのソフトウェアに内蔵されたプログラム、データその他一切の構成要素を含みます。)及びその記録媒体をいいます。
- (2) 「本マニュアル類」とは、お客様が本契約締結前に本ソフトウェアに付随して提供を受けた本ソフトウェアに関するマニュアルその他一切の文書(電子的な文書を含みます。)及びそれらの記録媒体をいいます。
- (3) 「本製品」とは、本ソフトウェア及び本マニュアル類をいいます。なお、お客様が本契約に基づき本製品に係る保守成果物の提供を受けた場合、それらも含めて「本製品」といいます。
- (4) 「本ライセンス契約」とは、お客様とウェブアイとの間に締結された本製品に係る使用許諾契約(お客様が画面表示を確認した上でインストールする方法により締結されたものを含みます。)をいいます。

- (5) 「バグ・フィックス版」とは、ウェブアイが、本ソフトウェアのバグ等の不具合を修正した場合に、自らの裁量で「バグ・フィックス版」と定めるものをいいます。
- (6) 「バージョンアップ版」とは、ウェブアイが、本ソフトウェアの機能等を改良した場合に、自らの裁量で「バージョンアップ版」と定めるものをいいます。
- (7) 「保守成果物」とは、ウェブアイが本契約に基づきお客様に提供したバグ・フィックス版及びバージョンアップ版並びにウェブアイが本契約に基づき保守サービスを実施した結果として又はその過程で作成されたプログラム、データ、マニュアル等の文書(電子的な文書を含みます。)その他一切の成果物をいいます。

第2条 保守サービス

- 1 ウェブアイは、お客様に対して、本ソフトウェアに係る保守サービスを提供するものとします。
- 2 本契約に基づきウェブアイが提供する保守サービスは下記各号に明示されたものに限られ、当該サービスの実施方法その他の詳細は、ウェブアイの裁量によって定められ必要に応じて変更されるものとします。
 - (1) 本ソフトウェアのユーザーからの本ソフトウェアの使用方法に関する問い合わせ対応サービス。当該サービスの詳細は下記のとおり。

問い合わせ方法：電話、e-mail 又はウェブアイが別途指定する方法

対応者：ウェブアイが別途指定する顧客担当者

対応日：平日(なお、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日、年末年始期間(12月29日～1月4日)及びウェブアイの休業日は対応日に含まれません。)

対応時間：上記対応日の午前9時30分から午後5時30分まで(ただし、ウェブアイの営業時間内に限るものとし、ウェブアイは、お客様に対して30日以上前に通知することにより対応日及び対応時間を変更することができるものとします。)
 - (2) 本ソフトウェアに瑕疵その他の不具合が発生した場合の本ソフトウェアの診断(トラブル・シューティング)サービス及びプログラム修正サービス。ただし、本ソフトウェアの不具合が、推奨環境以外の環境における使用その他のお客様による誤った使用方法やお客様による本ソフトウェアの改変その他の本ライセンス契約に違反する行為に起因又は関連して生じたものである場合、ウェブアイは、本項のサービスを提供する義務を負いません。また、ウェブアイが合理的な努力を行っても解決できない不具合については、対応方法の提示(その時点での現行版の本ソフトウェアの使用を前提に不具合

を最小限にできる操作方法を提示すること等)その他ウェブアイが必要と判断する措置を採ることで足りるものとします。

(3) ウェブアイがバグ・フィックス版又はバージョンアップ版のリリースを決定した場合の当該バグ・フィックス版又はバージョンアップ版及びこれらに関するマニュアル等の文書の提供サービス。なお、これらの提供方法については、ウェブアイが当該提供の都度定めるものとします。

3 本契約は準委任型契約であり、保守成果物の仕様はウェブアイの裁量によって決定されるものとします。

4 ウェブアイは、本条に定める保守サービスの全部又は一部の実施を第三者に再委託することができるものとします。

第3条 知的財産権の帰属

保守成果物に関する著作権、特許権、商標権、ノウハウに係る権利その他全ての知的財産権は、ウェブアイ又は保守サービスを実施する者に帰属するものとし、お客様には帰属しません。お客様は、本ライセンス契約に基づき使用許諾を受けた範囲に限り、本ライセンス契約に定める本製品として、保守成果物を使用することができます。

第4条 料金

1 お客様は、第2条に定める保守サービスの対価として、ウェブアイに対して、申込書に定める保守料金を、本契約の契約期間中、毎年、申込書に定める支払期限に従って、現金にて消費税額を上乗せしてウェブアイ指定の銀行口座に振り込む方法で支払うものとします。

2 ウェブアイは、お客様に対して30日以上のお猶予期間をもって通知することにより、猶予期間後に発生する保守料金の金額を変更することができるものとします。当該変更に関する異議があるお客様は、猶予期間内に書面で更新拒絶の意思表示を行うことで、その時点における契約期間限りで本契約を終了させることができます。

3 本契約に基づくお客様の保守料金支払債務は、毎年、申込書に定める契約期間の開始とともに全額発生する(更新時は更新と同時に全額発生する)ものとします。本契約が契約期間途中で終了した場合でも、その終了理由の如何を問わず、発生済みの保守料金支払債務は消滅せず、お客様は、支払期限未到来の保守料金が存在する場合はウェブアイに対して直ちに全額を支払い、ウェブアイは、如何なる場合でも、お客様から受領した保守料金について日割計算による返還は行わないものとします。

第5条 保守成果物の取扱い

保守成果物については、本ライセンス契約に定める本製品として、同契約に定める禁止事項、守秘義務及び不正使用の禁止、保証の範囲、報告・検査、損害賠償、契約終了時の取扱い等の規定が適用されます。

第6条 ウェブアイの責任

- 1 ウェブアイは、保守サービスの結果、内容、仕様等について保証するものではなく、これらがお客様の要望と異なっていたとしても、善良な管理者の注意をもって保守サービスを実施している限り、何らの責任も負いません。
- 2 保守成果物については、本ライセンス契約が定める本製品として、同契約に定める保証の範囲に関する規定が適用されます。
- 3 ウェブアイは、お客様と第三者との間に保守サービスに起因又は関連してクレーム、紛争、訴訟等(保守成果物の瑕疵や知的財産権侵害に係る紛争等を含みますがこれらに限られません。)が発生した場合でも、何らの責任を負いません。
- 4 ウェブアイは、保守サービスに関してお客様に損害が発生し当該損害の賠償義務を負う場合があったとしても、その理由の如何を問わず、逸失利益、特別損害、間接損害等については責任を負わず、かつ、お客様による賠償請求日から遡って1年の間に保守サービスの料金としてお客様が支払った金額を超えては責任を負わないものとします。

第7条 反社会的勢力の排除

- 1 お客様は、自らが本契約締結日現在次の各号のいずれにも該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと及び暴力団の排除等に関して各都道府県が制定する条例を遵守することを確約するものとします。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋等、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力団等
 - (6) その他前各号に準ずる者
- 2 お客様は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、

- 又は相手方の業務を妨害する行為
(5) その他前各号に準ずる行為

第8条 遅延損害金

お客様が保守料金を支払期限までに支払わなかった場合、支払期限の翌日から、年 14.6 パーセントの割合(1 年を 365 日とする日割計算)による遅延損害金が発生するものとします。お客様は、当該遅延損害金を、保守料金と同様の支払方法で直ちにウェブアイに支払うものとします。

第9条 契約期間

本契約の契約期間は、申込書に定めるとおりとします。ただし、契約期間満了の3 か月前までに、いずれの当事者からも相手方に対する書面による更新拒絶の意思表示がなされない限り、本契約は同様の条件でさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。

第10条 契約解除

- 1 ウェブアイは、お客様が以下の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告無くして本契約を直ちに解除し終了させることができます。
 - (1) 本契約に基づきお客様がウェブアイに対して支払義務を負う保守料金その他の金銭の支払いが遅延された場合
 - (2) 本契約に定める義務のいずれかに違反し、かつ、ウェブアイから通知を受けた後 10 日以内に当該違反が治癒しない場合、又は、当該義務違反が繰り返された場合
 - (3) 本ライセンス契約に定める解除事由が発生した場合
 - (4) 支払停止その他財産状態の悪化がある場合
 - (5) 重要な資産に対する仮差押、仮処分、差押又は競売手続その他これらに類する手続きの開始がある場合
 - (6) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始その他これらに類する手続きの申立てがある場合
 - (7) 解散した場合又は清算に入った場合
 - (8) ウェブアイの書面による事前承諾なく、ウェブアイと競合する可能性のある会社との間で、合併、会社分割、営業の全部又は重要な一部の譲渡その他の組織再編行為を行うことにより、当該会社が本製品を使用する可能性が生じた場合
 - (9) ウェブアイの書面による事前承諾なく、議決権の過半数を実質的に所有している株主の変更、過半数以上の株式の譲渡等が行われ、ウェブアイと競合する可能性のある会社が、お客様に対する実質的な支配権を有することに

なる場合

(10) その他ウェブアイ又は本製品の名誉若しくは信用を毀損し又はウェブアイに損害をもたらす行為を行った場合

- 2 前項に基づく解除は、ウェブアイがお客様に対して有する損害賠償請求権その他の法的補償を求める権利に何らの影響を与えないものとします。

第 11 条 守秘義務

- 1 お客様は、本契約に関してウェブアイから開示を受けた又は知得したウェブアイの営業上又は技術上の情報(秘密表示又は秘密指定がなされた情報は当該情報だとみなします。)について、第三者に開示せず、また、本契約の目的以外に使用しないものとします。
- 2 お客様は、本契約が終了した場合又はウェブアイが求める場合、直ちに、前項の情報の使用を中止し、当該情報の複製物の一切を、ウェブアイの指定する方法及びお客様の費用負担で、ウェブアイに返還、破棄又は復元不可能な形で消去するものとします。お客様は、ウェブアイが求める場合、これらの措置の完了について報告を行い又は検査を受けるものとします。

第 12 条 存続効

本契約が終了した場合でも、第 4 条第 3 項、第 5 条、第 6 条、第 8 条、第 11 条、本条、第 14 条～第 16 条は引き続き効力を有するものとします。

第 13 条 通知

- 1 ウェブアイからお客様に対する本契約に関連する通知、指示、指定その他一切の連絡は、申込書に定めるお客様の担当者、責任者又はお客様の代表者に対して行われるものとし、通常到達したと考えられる時点で有効に到達したものとみなされます。
- 2 お客様は、申込書に記載したお客様に関する情報又はお客様の代表者が変更される場合、事前に書面でウェブアイに通知するものとします。お客様が当該通知を怠った場合、ウェブアイから変更前の情報に基づき行われた前項の連絡は、有効に到達したものとみなされます。

第 14 条 譲渡禁止

お客様は、ウェブアイの事前の書面による同意なく、本契約上の地位を第三者に承継(合併、会社分割等による包括承継を含みます。以下同じ。)できず、また、本契約から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡若しくは承継できず担保に供することもできません。

第 15 条 完全合意

本契約は、本契約に包含される全ての事項に関して当事者間の最終的かつ唯一の合意を構成し、本契約締結前の当事者による全ての表示及び合意に優先するものとしします。

第 16 条 合意管轄及び準拠法

- 1 本契約に関してお客様とウェブアイとの間に紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として当該紛争を解決するものとしします。
- 2 本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとしします。

以下余白